



規程の訂正時間は労働時間だ！ サービス労働を許さないぞ！

J R 東海労は、以前から乗務員が行う規程の訂正時間は労働時間とするべきであるとして、何度もの申し入れを行ったり、団体交渉などの労使協議の場で訴えてきました。しかし会社は、私たちの主張を無視し、「所定労働時間の中でできるので、その時間の中でやってもらう」と譲りません。

乗務員勤務には、労働時間としてカウントする手待ち時間はありません。列車の待ち時間は労働外時間といわれ、自己の時間です。規程の訂正は、勤務前や終了後など自己の時間で行っているのが現実です。

静岡地本組合員は、自己の時間で訂正した実時間を超過勤務として申請しました。ところが会社は、2月に入り、超過勤務申請は認めないと高圧的な姿勢を見せてきました。その組合員は、苦情申告を行いました。

これは、明らかにサービス労働です。賃金未払いの最たるものです。労基法にも違反しています。全社員の皆さん、このようなサービス労働の強要をどう思いますか？

J R 東海労は、会社の姿勢を許さず、サービス労働の撲滅に向けて闘います。